



社会福祉施設経営法人
なんでも相談事例集

令和5年度版

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会



目 次

第1章 会計・税務

- 1 インボイス登録の要否 1
- 2 退職引当金の処理
- 3 法人本部職員の支出元
- 4 デイサービスセンターの賃貸と会計処理区分 2
- 5 サービス区分間の繰入繰出及び繰入と借入金との区別
- 6 評議員への支払い科目
- 7 措置費収入と本部運営費用 3
- 8 補助金事業収入の科目
- 9 建設仮勘定及び国庫補助金処理
- 10 スポットエアコンの更新に関する勘定科目 4
- 11 法人運営費用の出どころ
- 12 事業廃止の判断指標
- 13 事業活動資金収支差額の赤字 5
- 14 積立金取崩額の残金処理
- 15 現金預金の範囲 6
- 16 勘定科目
- 17 寄付物品の仕訳
- 18 事業廃止に伴うサービス区分閉鎖の仕訳 7

第2章 労務管理・安全衛生

- 19 労働協約の見直し 8
- 20 定年制と雇用の延長
- 21 試用期間と有給休暇
- 22 正職員と短時間勤務職員の処遇の格差解消 9
- 23 経営者である理事長のケガの補償
- 24 パート職員の勤務時間の変更
- 25 再雇用の条件 10

1 インボイス登録の要否

Q)

施設内に自動販売機が設置してあり、設置業者から設置料と電気代相当額として年間10万円を受領している。当該業者からインボイス登録番号を尋ねられたが、登録が必要か。

A)

法人が免税事業者のままでいくのであれば、自動販売機の設置業者に対して、免税事業者のため、インボイス登録番号はない旨を連絡すればよいです。インボイス登録事業者となるかどうかは、消費税の納税額や法人の事務負担等を考えて判断してください。

2 退職引当金の処理

Q)

法人が運営する保育園のうち1園を休園して、職員をほかの保育園に配置替えした。この場合の退職引当金の処理方法はどうか。

A)

異動前の拠点区分から異動後の拠点区分に移管する場合の会計処理は、次のとおりです。

<異動前の拠点区分>

(借方) 退職給付引当金 ×× (貸方) 拠点区分間繰入金収益 ××

<異動後の拠点区分>

(借方) 拠点区分間繰入金費用 ×× (貸方) 退職給付引当金 ××

上記の仕訳では、繰入金収益や繰入金費用を使用していますが、引当金の移動に伴い、引当金の対応する資金も移動(精算)する場合は、繰入金収益や繰入金費用ではなく、拠点区分間借入金や拠点区分間貸付金という科目を使用します。

3 法人本部職員の支出元

Q)

法人本部の職員に係る給与は、特定の施設からの支出とすべきか、または按分が可能か。

A)

法人本部の業務を行っている場合は法人本部から支出、複数のうち、いずれか1つの施設の業務のみを行っている場合は、業務を行っている施設から支出し、複数の施設の業務を行っている場合には、共通経費として、それぞれの施設に配分することになります。

4 デイサービスセンターの賃貸と会計処理区分

Q)

デイサービスセンターの事業を廃止したのち、その建物を賃貸している。減価償却費よりも年間賃貸収入が低額の場合は、税額は0となるか。また、収益が出なくても収益事業としての会計処理が必要か。

A)

利益がない場合は、税金もなし（0円）です。なお、所轄庁の確認を受けて、収益事業として定款に記載されていない場合は、収益事業としての区分処理をする必要がない場合がありますので、所轄庁にご相談ください。

5 サービス区分間の繰入繰出及び繰入と借入金との区別

Q)

法人の様々な事業活動において、単年度で、赤字となっている事業には、黒字の事業から繰出して、すべての事業が赤字とならないように、会計区分間の繰出・繰入処理を行っているが、会計上の制限に触れるおそれがないか。また、上記繰入は借入金といずれの処理が適切か。

A)

サービス区分間の繰入・繰出は、「当期末支払資金残高の資金不足が生じない範囲において繰入することができる」との制限に反しない限り、その金額を法人が自由に決めることができます。また、繰入か借入かの区分は、そのあとに清算があるかどうかによって分かれ、一時的な貸借で清算が必要なら「サービス区分間借入金」という負債科目を使用することとなります。

6 評議員への支払い科目

Q)

評議員会に出席してもらった方には、1回あたり3千円を支払っている。これまでの予算科目は「旅費交通費」としてきたが、支払実態は、交通費の実費ではなく、あくまでも出席に対するものである。支出科目としてふさわしいか確認するようにと指示を受けたので、相談したい。

A)

評議員に対する支出の3千円が交通費実費相当額の費用弁償であれば「旅費交通費」、報酬（評議員会への出席報酬）であれば「役員報酬」に計上します。
評議員への報酬等については、貴法人が作成している報酬等の支給基準に金額が記載されていると思いますので、支出の実態が「交通費実費相当額の費用弁償」ではなく、出席に対する「報酬」ということで、貴法人が作成している支給基準と、支出の実態が整合していないのであれば、支給基準を改正し、支出の実態と整合させ、勘定科目も「役員報酬」に計上してください。

7 措置費収入と本部運営費用

Q)

法人の主な事業収入は、身体障害者生活訓練事業による、行政からの措置費がほとんどである。これまで、法人本部の人件費は上記以外の広告収入から支出していた。仮に、この広告収入が少なくなると、人件費が不足する場合は、行政からの措置費をあてることは問題ないか。

A)

措置費（収入）の対象経費の中には、「法人本部の運営に要する経費」がありますので、法人本部の人件費も措置費の対象経費になる場合がありますが、措置費からの繰入限度額が定められています。

法人本部の人件費に措置費をあてて問題ないかどうかや具体的な金額は、措置費を出している自治体（県又は市町村）の担当者に確認してください。

8 補助金事業収入の科目

Q)

初めて鳥取県の産休等代替職員費補助金の申請をするが、科目は補助金事業収入（公費）か、それともサービス活動外の収入か。

A)

産休等代替職員費補助金の科目は、「補助金事業収入（公費）」になります。

9 建設仮勘定及び国庫補助金処理

Q)

工事が年度を超える場合、建設仮勘定を使いますが、決算振替ではなく、支払った際に建設仮勘定を使用してもよいか。また、建設仮勘定を使用した際、「基本財産及びその他の固定資産」について建設仮勘定の表記が必要か。

現状ソフトだと基本財産及びその他の固定資産にのせるためにはソフト上、固定資産登録が必要になる。固定資産登録をして、基本財産及びその他の固定資産に表記が必要か。

A)

支払った際に「建設仮勘定」を使用しても問題ありません。また、建設仮勘定を使用した際、その他の固定資産に建設仮勘定の表記が必要になります。（基本財産は、法人の定款において基本財産として定められたものが記載されますので、建設仮勘定は基本財産ではなく、その他の固定資産に記載されることになります。）

会計ソフトで、固定資産登録をしないとその他の固定資産にのせられない場合は、固定資産登録をして、その他の固定資産に表記する必要があります。

10 スポットエアコンの更新に関する勘定科目

Q)

取替予定のエアコンは、建物附属設備か器具備品のどちらか、もしくは修繕費となるか。全額を建物附属設備、器具備品、修繕費としてよいか。もしくは既設機器及び冷媒管撤去搬出費用を業務委託費（または他の科目）とするか。

※古いエアコンは財産目録には載っておらずおそらく基本財産の建物の中に組み込まれているものと思われる。

A)

エアコンという資産が増えているので、修繕費にはならず、固定資産となり、エアコンが天井や壁に埋め込まれるものは「建物附属設備」、エアコンが天井や壁に外付けされるものは「器具備品」になる。

(スポットエアコンが天井から吊り下げて設置されているのであれば、「器具備品」になり、天井や壁に内部に埋め込まれている場合は「建物附属設備」になる。)

また、「既設機器及び冷媒管撤去搬出費用」は、新しいエアコンを設置するために必要な費用であれば、既設機器及び冷媒管撤去搬出費用も含めて、全額を固定資産に計上してもよい。なお、「既設機器及び冷媒管撤去搬出費用」が古いエアコンを撤去する費用で、新しいエアコンとは無関係な費用と考えれば、業務委託費等の経費に計上することもできる。

11 法人運営費用の出どころ

Q)

法人運営の費用をどのように繰入して確保すればよいか。

A)

法人本部へ他の事業（社会福祉事業など）から繰入れを行う場合は、繰入れの要件（事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲内で繰入れることができる）がありますので、その要件に則って、繰入れをします。実際には、年度末（3月下旬）に決算見込みを作成し、繰入れ可能な金額を予想（試算）して、補正予算を作成し、補正予算承認後、繰入れを行います。

12 事業廃止の判断指標

Q)

介護保険事業の赤字を抱えており、どのくらいの赤字（財政状況）なら廃止すべきかの判断をする場合の参考意見をききたい。

A)

事業をやめるべきかどうかの金額的な基準や比率の基準はありませんが、基準としては、例えば、その事業の当期末支払資金残高がマイナス、当期資金収支差額や事業活動増減差額が継続的にマイナス（赤字）で、マイナス（赤字）の解消の目途が立たない場合には、事業をやめるかどうかを判断する必要があります。

13 事業活動資金収支差額の赤字

Q)

事業活動収入＝事業活動支出となるように、新年度予算、補正予算を組んでいたが、事業活動収入の減少により、事業活動収入 < 事業活動支出の予算が見込まれる。事業活動収入 < 事業活動支出の赤字予算となっても、前期末支払資金残額の範囲内であれば、事業活動資金収支差額が赤字になっても問題ないか。

A)

事業活動収入 < 事業活動支出という赤字の予算であっても、理事会や評議員会で承認されれば、問題ないということになります。（ただし理事や評議員の中には、赤字予算を問題視して、承認しない方がいる可能性があります。）

予算が承認されれば、赤字予算であっても問題ないですが、経営的には、収入と支出のバランスを図ることが必要になりますので、赤字が前期末支払資金残高の範囲内であっても、赤字が連続して（経常的に）計上されれば、将来的には支払資金残高がマイナスになる可能性もあるため、赤字予算となっている要因の説明や、赤字改善策の説明などにより、赤字は単年度のみで、赤字の翌年以降は黒字又は収支が均衡するようになるという説明を理事会や評議員会で行う必要があります。

14 積立金取崩後の残金処理

Q)

令和5年3月の理事会議案にて、通所介護事業サービス区分「車輛運搬具購入積立金の一部取崩しについて」承認を得て、令和5年度当初予算で積立資産支出4,664,000円/積立資産取崩収入4,664,000円 が承認された。

以後の経過は次のとおり

- ①令和5年6月30日 積立金を定期より4,664,000円 取崩す。
- ②令和5年7月5日 車販売店と契約。（契約金額4,130,000円）
- ③令和5年10月27日 車輛納車。
- ④令和5年11月27日 車輛価格 4,130,000円を業者へ支払い。

以上により生じた残額534,000円をどうすべきか。理事会の承認を頂ければ、運用資金として使ってもよいか、または、車輛積立金へ戻さないといけないか。通所介護事業の当期活動増減差額がマイナスの場合、また、通所介護事業の当期活動増減差額がプラスの場合、どうすべきか。さらに、契約時点では、取崩は行っていないが、問題はなかったか。

A)

積立金を積立目的以外に使用する場合は、内部統制上、事前に理事会において、その使用目的、取崩金額などを説明し、理事会の承認を得て取崩す必要があります。

運用として使用する場合は、積立目的以外に使用する件について、理事会の承認を得ておくのがよいです。

また、車両積立金に戻す場合には、積立金（積立資産）の積立てになりますので、積立金の積立て（積立資産支出）を補正予算で計上してから、積立金（積立資産）に積み立てることになります。

さらに、積立金（積立資産）に積み立てる場合は、車両購入計画をもとに積み立てることになります。車両積立金に戻さない場合は、運用資金として使用したことになります。

なお、当期活動増減差額がマイナスの場合とプラスの場合ですが、積立金を積み立てることができるのは、「当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合、その範囲内で将来の特定に目的のために積立金を積み立てることができる。」となっていますので、余剰が生じ、その余剰の金額の範囲内での積立てにする必要があります。

積立資産の取崩は、車両購入の支払時までに取り崩せばよいので、契約時点でなくても問題ありません。

15 現金預金の範囲

Q)

社会福祉法人の経営指標において、短期安定性を判断する際、現金預金に定期預金は含めないか。法人の安定性・継続性の判断において、短期安定性の指標である「当座比率」及び「現金預金対事業活動支出比率」の計算式に用いる「現金預金」には、定期預金は含まれないと解すべきか。同様の判断指標のひとつ、資産の「正味金融資産額」の計算式には、現金預金と定期預金とが併記されている。定期預金は現金化しやすい面があるので、現金預金に含めるかとも考えられるが、いかがか。

A)

定期預金・固定資産のその他の固定資産の「〇〇積立資産」にそれぞれ計上されます。流動資産の「現金預金」に含まれている定期預金は、短期安定性「当座比率」「現金預金対事業活動支出比率」の指標を計算する際に含めます。（基本財産の「定期預金」やその他の固定資産の「〇〇積立資産」に計上されている定期預金は含めません。）
資産「正味金融資産額」の計算式に現金預金とは別に定期預金がありますが、この定期預金は基本財産の「定期預金」を指しています。（「正味金融資産額」には、流動資産の「現金預金」に含まれている定期預金のほか、基本財産の「定期預金」も含めます。）
「正味金融資産額」の計算式は、日本公認会計士協会の研究報告に記載されている計算式をそのまま使用しており、計算式に、現金預金とは別に定期預金があり、現金預金から定期預金を除く必要があるように見えますが、現金預金から定期預金を除く必要はなく、基本財産の含まれている定期預金も含めて、正味金融資産額を計算するという意味です。

16 勘定科目

Q)

入所者から現金（通帳）を預かって金銭管理をしており、その管理費用として月額一定の金額を徴収することとなった。この場合の勘定科目はどうしたらよいか。

A)

利用者負担金収入（収益）が適当です。

17 寄付物品の仕訳

Q)

車いす（定価8万円）の寄付を受けたが、勘定科目と仕訳はどうなるか。

A)

資金収支計算書の経常経費寄附金収入及び事業活動計算書の経常経費寄附金収益に計上します。

（借方）消耗器具备品費（資金：消耗器具备品費支出）

（貸方）経常経費寄附金収益（資金：経常経費寄附金収入）

19 労働協約の見直し

Q)

労働組合と交わした労働協約に、「組合規約を提出する」旨を規定しているが、これを削除したいと組合から申し出があった。法人としては、組合の規約や役員等について把握しておきたいので、引き続き提出を求めてもよいか。

A)

労働協約は、労働組合との間で対等の立場に立って交渉し、締結されるものです。よって、協約の内容を変更する場合も、双方の合意が前提となります。「組合規約の提出」を規定している現行の規約を変更する場合も維持する場合も、双方がお互いを尊重して、その規定の必要性などを十分に協議していただくようお願いします。なお、直ちに該当するというわけではないと思われませんが、不当労働行為である支配介入（労組法7条3号）として、組合の自主性を損なう可能性がある行為等が挙げられていることにも留意し、規定の趣旨、必要性を十分に整理したうえで、理解を得られるよう協議を行う必要があります。また、組合規約提出の必要性の整理にあたっては、他に知りえる状況がないか等も検討してみる必要があると思われま

20 定年制と雇用の延長

Q)

こども園のほか、こどもからお年寄りまでを対象とした複数の業務を運営する法人である。現在、定年を60歳としている。65歳までの定年延長と、希望する職員の70歳までの勤務対応は法人が運営するすべての業務に適用されるのか。

A)

65歳までの雇用確保措置は従来どおり義務であり、70歳までの就業機会の確保は、新たな努力義務とされています。これには、業種による除外制度がないことから、業種にかかわらず事業主に課せられている義務及び努力義務です。具体的には、事業所ごとに定める就業規則で規定していくことになります。

21 試用期間と有給休暇

Q)

新規採用職員が、半年間の試用期間中に体調不良で休んだが、有給休暇がないため、欠勤とした。体調不良はやむを得ないものであることから、試用期間でも有給休暇を与えることができるか。

A)

有給休暇は「雇い入れの日から6か月間継続勤務し、全労働日数の8割以上出勤した場合」に与えなければならないとされていますが、労働者に有利な方向で取り扱うことは当然に認められており、事業所の取り決めとして、出勤実績を問わない取り扱いをすることとし、採用時から有給休暇を付与することも可能です。この場合、就業規則等に定めた上で新規採用者全員を対象とすることが望ましく、試用期間の者だけを対象とするのは、特段の理由がある場合を除き、労務管理のバランス上、好ましくありません。

22 正職員と短時間勤務職員の処遇の格差解消

Q)

正職員は、病気休暇中も、給与のほか賞与が支給されるが、短時間勤務職員には、勤務実績があっても賞与の支給がないため、不公平との不満の声がある。解消の手立てはあるか。

A)

次の方策が想定されます。

①短時間勤務の職員も賞与の対象とする。この場合、賞与の性格や支給水準の検討が必要。

②病気休暇中の賞与はなしとする、または出勤日の日割り計算とする。この場合、規程の変更について検討が必要。

なお、②の場合は、実質的な不利益処分に該当するおそれがありますので、職員へ必要な説明を行い、了解を得た上で実施するなど慎重な対応が求められます。

23 経営者である理事長のケガの補償

Q)

理事長が施設長を兼務しており、経営者でありながら、職員として業務にも従事している。その業務中にケガをした場合に、労災の適用がないと聞いたが、補償がないか。

A)

労働者災害補償保険法は労基法で定められている使用者の災害補償責任を代行する性格を有するもので、代表権・業務執行権を有する役員は対象外です。例外的な取り扱いとして、健康保険法（協会健保等）で、「被保険者5人未満の法人の代表者が一般の従業員と同様の労務についている場合は、業務に起因する傷病も保険給付の対象とする」というものがあります。また、治療費は支給されませんが、公益財団法人日本中小企業福祉事業財団が所管する法人の代表者や個人事業主の業務中を含めたケガを補償する制度の活用を検討する余地もあると思われます。なお、業務執行権を有する者以外の役員で業務執行権を有する者の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は「労働者」として取り扱われ、労災も適用されます。

24 パート職員の勤務時間の変更

Q)

就業規則に「パート職員の勤務時間は1日5時間、週20時間」と規定されている場合、本人が労働時間の延長を希望し、法人がこれを認める場合は、就業規則の改正が必要か。

A)

就業規則に規定する所定労働時間を変更する場合は、就業規則を改正して、労働者の過半数を代表する者の意見書を付して労働基準監督署に届け出る義務があります。なお、就業規則や雇用条件通知に「時間外勤務を命じることがある」旨の記載があり36協定が締結されている場合は、繁忙期などに、定められた所定労働時間を超えて勤務させることは可能です。この場合、時間外勤務を含めた労働時間が、法定労働時間（1日8時間、週40時間以内）を超える場合は、割増賃金の支給が必要です。

25 再雇用の条件

Q)

定年退職後の再雇用に条件を付けてよいか。

A)

2013年に改定された「高年齢者雇用安定法」によって、60歳から65歳の雇用確保が義務付けられ、さらに、2021年4月1日から改正「高年齢者雇用安定法」では、65歳から70歳までの労働者の就業機会を確保するため、「70歳までの定年引上げ」もしくは「70歳までの継続雇用制度」などの措置を講ずる努力義務が新設されました。70歳までの継続雇用の努力義務は一定の条件（勤務成績、健康状況等）をつけることも可能ですが、60歳から65歳の再雇用については雇用主の義務ですので、懲戒に該当する場合等を除き、再雇用の可否に条件を付けることはできず、本人が希望すれば、条件を付けずに雇用することが必要です。

この事例集は令和4年度から5年度に鳥取県社会福祉協議会が実施している「なんでも相談」に寄せられた相談の一部について、他法人の参考となるようQ&A方式でまとめたものです。なお、掲載にあたり、その一部を抜粋したほか、補足説明を加えています。

また、相談の内容によっては、法令の解釈や判断が必要な場合がありますので、個別のケースの詳細については県又は市の社会福祉法人を指導監督する部署や労働基準監督署などの関係機関にお問い合わせください。

